TFS国際税理士法人 News Letter

先日、今秋に上場された当社顧問先社長とともに、一緒に歩んだ「来し方行く末」を語り合いながら、喜びを噛みしめていました。さすがに上場を果たされた創業オーナーの言葉は重く「上場で大きく変わったこと」･･･①きわめて優秀な人材が集まるようになった！②個人保証が一挙に外れた！③調達金利が大きく下がった！実感を込めて語られている姿、同席した担当税理士とともに、感慨深く聞いていました。経営者が望まれるなら、出来ることなら企業をそこまで育て上げる、全面的なサポートをしたい！そんな思いで11月を迎えています。
今年も残すところ、あと2か月･･･大切に過ごして参りましょう。

JSKｸﾞﾙｰﾌﾟ(税理士･会計士･社労士･行政書士)

〒160-0004　東京都新宿区四谷3-11　山一ビル5階
TEL：03-3225-6400　　FAX：03-3225-6405
MAIL：info@tfsnavi.com

控除申告書の様式が一部変わっています

平成30年分年末調整に必要な申告書

平成29年度税制改正で行われた配偶者控除と配偶者特別控除の見直しは、今年から適用されます。平成30年分の年末調整手続きについて、従来との変更点を確認し、対象者（納税者本人）から提出を受ける申告書類のチェックを行いましょう。

年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者がその役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税（以下、所得税）の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税との差額を精算するものです。

12月に行う年末調整の対象者は以下の通りですが、非居住者は対象となりません。

・1年を通じて勤務している人。

・年の中途で就職し年末まで勤務している人。

・12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人。

・上記のうち、次のいずれかに当てはまる人は除かれます。

(1)1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人

(2)災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について、徴収猶予や還付を受けた人

平成30年分の変更点

平成30年分の年末調整は、これまでと以下の点が異なります。

・配偶者控除の適用に、対象者の所得制限が設けられました。

・配偶者特別控除の適用範囲が拡大されました。

・これまで兼用であった「保険料控除申告書」と「配偶者特別控除申告書」が分かれました。

・「配偶者控除等申告書」は配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受ける場合に提出が必要です。

平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書の記載例

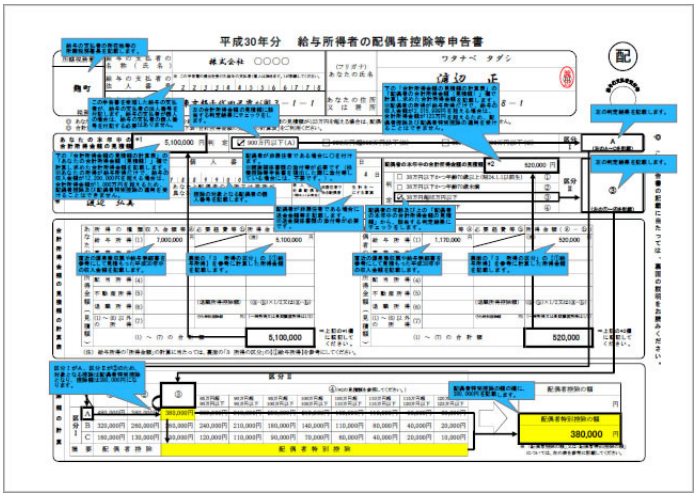

（出典：国税庁　http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/kisairei_h30_71.pdf）

次ページに年末調整に必要な申告書の概要をまとめました。ご参考ください。

扶養控除等（異動）申告書（マル扶）

- 年末調整を受ける大前提となる申告書です。
  2か所以上から給与がある人の場合は、この申告書の提出先で年末調整を受けることになります。
- この申告書は年の最初の給与支給の前に提出を受けていますので、年中に控除対象となる扶養親族の数などに異動があった場合には、異動の申告がなされているか確認が必要です。

保険料控除申告書（マル保）

- 従来は配偶者特別控除と兼用されていましたが、平成30年分からは単独の申告書となりました。
- 以下4つの項目の控除を受ける場合に使用します。ⅰ， ⅱについては保険会社等からの控除証明書、ⅲは国民年金の支払分について、ⅳは支払分についてそれぞれ控除証明書の添付が必要です。

  ⅰ　生命保険料控除　（一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料）
  ⅱ　地震保険料控除
  ⅲ　社会保険料控除
  ⅳ　小規模企業共済等掛金控除

配偶者控除等申告書（マル配）

- 平成30年分で新設された申告書です。
- 配偶者特別控除の適用だけでなく、配偶者控除（その年の合計所得金額が38万円以下の配偶者）の適用にも申告書の提出が必要です。
  「扶養控除等申告書」に“源泉控除対象配偶者”の記入がある場合は、この申告書の提出を忘れないよう注意喚起しましょう。
- 申告書の「あなたの本年中の合計所得金額（見積額）」及び「配偶者の合計所得金額（見積額）」の欄は記載必須事項です。申告書の裏面を参考に必ず記入してもらってください。
- 配偶者の個人番号（マイナンバー）の記載は原則必要です。ただし、一定の場合にはマイナンバーの記載を不要とすることができます。

住宅借入金等特別控除申告書

- 居住から2年目以降に年末調整で控除を受ける場合に使用する申告書です。
- この申告書は、対象者自身が確定申告をすることで税務署から送付される書類です。
- 対象となる平成30年分の「住宅借入金等特別控除申告書」に金融機関が発行する「年末残高証明書」を添付の上、提出してもらいましょう。

労務情報

2018年11月号

3年連続で大幅な引き上げとなる地域別最低賃金

最低賃金の種類と改定タイミング

賃金には最低額が定められており（最低賃金）、企業は最低賃金以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっています。2018年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」の改定額が決まりましたので、確認しておきましょう。

地域別最低賃金額と発効日

2018年度の地域別最低賃金額と発効日は、下表のとおりとなっています。すべての都道府県で24円以上の引き上げとなりました。近年、大幅な引き上げが続いていますので、最低賃金を下回る金額の従業員がいないか、確実にチェックしておきましょう。

なお、2017年3月28日に公表された「働き方改革実行計画」では、最低賃金について、年率3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指すとされています。そのためこの引き上げは、来年以降も続くことが予想されます。

表　2018年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日
	改定前	改定後		
北海道	810	835	25	2018年10月1日
青　森	738	762	24	2018年10月4日
岩　手	738	762	24	2018年10月1日
宮　城	772	798	26	2018年10月1日
秋　田	738	762	24	2018年10月1日
山　形	739	763	24	2018年10月1日
福　島	748	772	24	2018年10月1日
茨　城	796	822	26	2018年10月1日
栃　木	800	826	26	2018年10月1日
群　馬	783	809	26	2018年10月6日
埼　玉	871	898	27	2018年10月1日
千　葉	868	895	27	2018年10月1日
東　京	958	985	27	2018年10月1日
神奈川	956	983	27	2018年10月1日
新　潟	778	803	25	2018年10月1日
富　山	795	821	26	2018年10月1日
石　川	781	806	25	2018年10月1日
福　井	778	803	25	2018年10月1日
山　梨	784	810	26	2018年10月3日
長　野	795	821	26	2018年10月1日
岐　阜	800	825	25	2018年10月1日
静　岡	832	858	26	2018年10月3日
愛　知	871	898	27	2018年10月1日
三　重	820	846	26	2018年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日
	改定前	改定後		
滋　賀	813	839	26	2018年10月1日
京　都	856	882	26	2018年10月1日
大　阪	909	936	27	2018年10月1日
兵　庫	844	871	27	2018年10月1日
奈　良	786	811	25	2018年10月4日
和歌山	777	803	26	2018年10月1日
鳥　取	738	762	24	2018年10月5日
島　根	740	764	24	2018年10月1日
岡　山	781	807	26	2018年10月3日
広　島	818	844	26	2018年10月1日
山　口	777	802	25	2018年10月1日
徳　島	740	766	26	2018年10月1日
香　川	766	792	26	2018年10月1日
愛　媛	739	764	25	2018年10月1日
高　知	737	762	25	2018年10月5日
福　岡	789	814	25	2018年10月1日
佐　賀	737	762	25	2018年10月4日
長　崎	737	762	25	2018年10月6日
熊　本	737	762	25	2018年10月1日
大　分	737	762	25	2018年10月1日
宮　崎	737	762	25	2018年10月5日
鹿児島	737	761	24	2018年10月1日
沖　縄	737	762	25	2018年10月3日

経営情報

2018年11月号

企業を取り巻くリスクへの備え

2018年は大規模な自然災害が多い年になりました。企業を取り巻くさまざまなリスクへの備えの重要性を感じられた方も多いのではないでしょうか。ここでは、内閣府が今年4月に発表した調査結果※から、企業のリスクに対する備えについてみていきます。

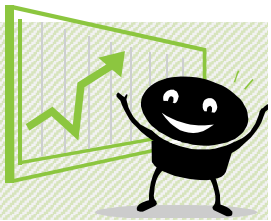

6割以上がリスクを想定

上記調査結果から、具体的にリスクを想定して経営を行っている企業の割合は、回答企業の68.7%となりました。なお、この割合は企業規模が大きいほど高いという特徴があります。では、企業はどのようなリスクを想定しているのでしょうか。

地震を想定する企業が最も多い

次に、企業が想定しているリスクについて、想定割合が高い順に10種類をまとめると、下表のとおりです。全体の回答をみると、地震が92.0%で最も高くなりました。次いで火災・爆発が59.3%、新型インフルエンザ等の感染症が49.3%となりました。

規模別にみると、大企業では上位6つのリスクまで、想定している割合が50%を超えています。一方、中堅企業とその他企業（いわゆる中小企業等）では、上位2つまでが50%を超えました。

自社にとっての優先順位づけが重要

こうしたリスクは地域や業種によって異なります。また、想定外のことが発生することもあり、すべてのリスクに備えることは、実際には困難です。そのため、自社のリスクを洗い出し、優先順位をつけて対策に取り組んでいくことが重要です。ここで紹介したリスクなどを参考に、自社にとってのリスクを今一度考えてみてはいかがでしょうか。

企業が想定しているリスク上位10種類（%、複数回答）

全体		大企業		中堅企業		その他企業	
地震	92.0	地震	98.1	地震	92.6	地震	89.9
火災・爆発	59.3	新型インフルエンザ等の感染症	69.1	火災・爆発	55.9	火災・爆発	58.6
新型インフルエンザ等の感染症	49.3	火災・爆発	67.6	新型インフルエンザ等の感染症	49.5	通信（インターネット・電話）の途絶	44.7
通信（インターネット・電話）の途絶	47.8	通信（インターネット・電話）の途絶	61.2	通信（インターネット・電話）の途絶	46.1	新型インフルエンザ等の感染症	43.2
津波	42.3	インフラ（電力・水道等）	53.6	津波	38.4	津波	41.1
インフラ（電力・水道等）	37.8	津波	53.2	インフラ（電力・水道等）	31.7	インフラ（電力・水道等）	36.4
洪水（津波以外）	30.5	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	43.5	洪水（津波以外）	30.0	取引先企業の倒産・事業中断	28.0
取引先企業の倒産・事業	30.2	洪水（津波以外）	43.2	取引先企業の倒産・事業	27.1	洪水（津波以外）	27.0
外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	27.0	取引先企業の倒産・事業中断	43.1	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	25.0	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	23.0
物流網の断絶による仕入品の欠品	18.6	テロ・紛争（国内外）	34.2	物流網の断絶による仕入品の欠品	18.4	物流網の断絶による仕入品の欠品	14.6

内閣府「平成29年度 企業の事業継続及び防災に関する実態調査」より作成

※内閣府「平成29年度 企業の事業継続及び防災に関する実態調査」
今年2月から3月に、4,959社を対象に行われた調査です。有効回答数は1,985社、回収率は40.0%です。企業の分類など詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/h30_bcp_report.pdf

IT情報

2018年11月号

企業における IoTやAIの導入状況

国による中小企業の生産性向上のための取組が進められる中、生産性向上のためにIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）を導入する企業が出てきています。ここでは総務省の調査結果※から、企業におけるIoTやAIの導入状況をみていきます。

IoT導入割合は13.4%

上記調査結果から、調査対象企業の中で最も規模の小さい100～299人規模の企業における、IoTやAIの導入状況をまとめると表1のとおりです。

【表1】IoT・AIの導入状況（%）

IoT・AIどちらも導入している	2.7
IoTを導入している・AIの導入を検討している	2.8
IoTを導入している・AIの導入意向はない	7.9
IoTの導入を検討している・AIを導入している	1.1
IoT・AIどちらも導入を検討している	13.3
IoTの導入を検討している・AIの導入意向はない	3.5
IoTの導入意向はない・AIを導入している	10.4
IoTの導入意向はない・AIの導入を検討している	1.8
IoT・AIどちらも導入意向はない	54.3

総務省「平成29年通信利用動向調査」より作成

IoT・AIどちらも導入している割合は2.7%で、IoTを導入している割合が13.4%、AIを導入している割合が14.2%となりました。とはいえ、どちらも導入意向はないとする割合が最も高く、54.3%ありました。

導入済または検討中のサービス

IoTやAIを導入しているまたは検討している企業における、導入しているまたは検討しているシステムやサービスは、表2のとおりです。業種や目的によって、導入するシステム等が異なりますが、ネットワーク機器が加わった機器（ネットワークカメラ等）や非接触型ICカード（NFC等）とする割合が高くなっています。

【表2】導入しているまたは検討しているシステムやサービス（複数回答、%）

ネットワーク機器が加わった機器（ネットワークカメラ等）	22.4
非接触型ICカード（NFC等）	16.4
GPS・携帯電話などの位置確認機能の利用	15.8
小型無人機（ドローン）	15.8
物理セキュリティ機器	14.9
監視カメラ	14.9
スマートメーター・エネルギーマネジメントシステム	12.9
産業用ロボット（AI制御、無人化、故障自動検知含む）	12.9
電子タグ（RFIDタグ）	12.7
ウェアラブル端末による管理	9.4
画像認証による制御	8.3
自動車向けセルラーモジュール	8.3
スマート照明機器	3.5
ヘルスケア機器	0.3
その他	9.4

総務省「平成29年通信利用動向調査」より作成

目的は明確に

業務の自動化や省力化といった生産性向上のために、今後もIoTやAIを導入する企業は増えることが予想されます。その投資を無駄にしないためにも、目的と求める成果を明確にして導入することが重要です。

※総務省「平成29年通信利用動向調査」
全国の常用雇用者数100人以上の企業を対象に約7,300企業を抽出して行われ、30年5月に発表された調査です。有効回収率は43.0%です。ここでのIoTとは、様々なモノ（パソコン、スマートフォン、タブレット等の情報通信機器に加え、センサー全般、オフィス機器、家電、産業用機械、防犯・防災設備、車両など）がインターネットやLANなどのネットワークで接続され、状況をデジタルデータ化し収集・蓄積することで、AI（人工知能）は、データ解析を通じて学習、推論、認識、判断等を行うものをいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05b2.html

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

2018年11月

お仕事備忘録

１．年末調整の準備
２．年末賞与の支払準備
３．所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）
４．翌年のカレンダーの作製
５．忘年会の準備
６．防火対策

１．年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。
対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。特に今年は、従来のマル保の書式から配偶者特別控除項目が抜け、新たに「給与所得者の配偶者控除等申告書」が登場したため、記入に戸惑う方が増えることが予想されます。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

２．年末賞与の支払準備

年末賞与を支給する企業では、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

３．所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。
（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。

４．翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。
取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

５．忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。
全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。

□場所の確保
□来賓の確認
□乾杯の音頭、挨拶等の依頼
□余興の準備
□出席者数の確認

など、段取りよくすすめましょう。

６．防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

・消防設備の点検　・・・　・・・　消火器、非常口、非常階段、避難経路など
・非常時の対応方法見直し　・・・　連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。
また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。

お仕事カレンダー

2018.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。
段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるように
しましょう。

日	曜日	六曜	項　　目
1	木	友引	●過重労働解消キャンペーン（～30日まで） ●労働保険適用促進月間（～30日まで） ●テレワーク月間（～30日まで）
2	金	先負	
3	土	仏滅	文化の日
4	日	大安	
5	月	赤口	
6	火	先勝	
7	水	友引	立冬
8	木	仏滅	
9	金	大安	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	土	赤口	
11	日	先勝	
12	月	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	先負	
14	水	仏滅	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	木	大安	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	金	赤口	
17	土	先勝	
18	日	友引	
19	月	先負	
20	火	仏滅	
21	水	大安	
22	木	赤口	小雪
23	金	先勝	勤労感謝の日
24	土	友引	
25	日	先負	
26	月	仏滅	
27	火	大安	
28	水	赤口	
29	木	先勝	
30	金	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分） ●個人の事業税納付（第2期分）